

事 務 連 絡

平成29年10月19日

各都道府県・指定都市

男女共同参画主管部（局）
被害者支援主管部（局）
人権施策主管部（局） } 御中

内閣府男女共同参画局
暴力対策推進室

「総合法律支援法の一部を改正する法律」の施行に伴う「DV、ストーカー、児童虐待被害者を対象とした法律相談援助」の実施について

平素から、女性に対する暴力の根絶に向けた取組の推進について、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般、第190回国会において「総合法律支援法の一部を改正する法律」（平成28年法律第53号）が成立し、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）において、DV、ストーカー、児童虐待の被害を現に受けている疑いがあると認められる方を対象に、資力の有無を問わず、再被害の防止に関して必要な法律相談を実施することとされ、平成30年1月24日に施行されることとなりました。（別添資料1「DV等被害者法律相談援助事業のイメージ」、別添資料2「DV、ストーカー、児童虐待の被害にあわれている方へ」参照。（資力のある者には費用負担を求める。））

このため、今後、法テラス地方事務所より、配偶者暴力相談支援センターに対し、DV等の被害を受けた者への支援に関する協議の申し入れや照会等が行われることが考えられます。

各位におかれましては、法テラスの実施する相談業務の内容について、管内（市区町村を含む。）の配偶者暴力相談支援センターに周知いただくとともに、法テラス地方事務所からの協議の申し入れ等に適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、本改正法やその対応に関して御不明な点があれば、別紙「日本司法支援センター地方事務所一覧表」を御参照の上、各自治体の法テラス地方事務所までお問い合わせください。

【本件担当】

内閣府男女共同参画局推進課

暴力対策推進室 暴力対策企画係

TEL：03-5253-2111（内線 37548）

DV等被害者法律相談援助事業のイメージ

DV等被害者

夫の暴力から逃げたい...

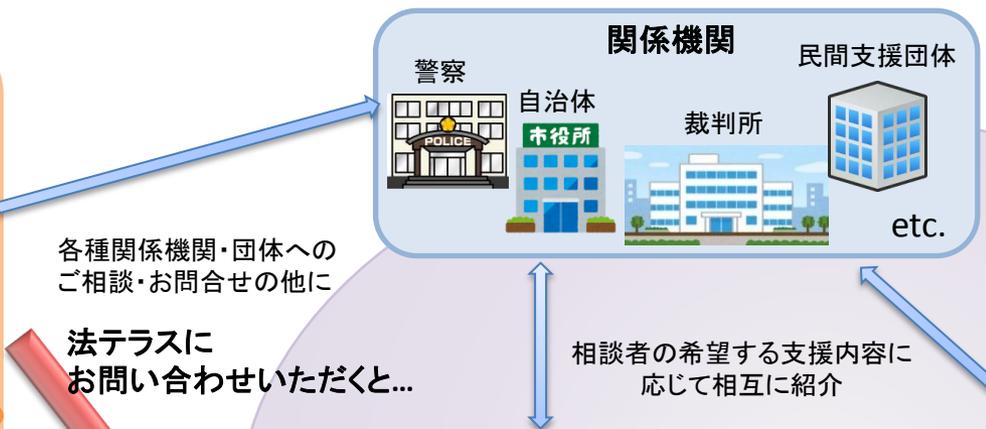
DV被害者

つきまといを受けて困っている...

ストーカー被害者

児童虐待被害者

親の虐待から逃げ出したい...



日本司法支援センター
法テラス

○従来からの支援

- ◎相談窓口・法制度に関する情報の提供
- ◎犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士(精通弁護士)紹介
- ◎民事法律扶助業務(無料法律相談、離婚・DV防止法の保護命令等手続代理)

○新しい支援

**DV、ストーカー、児童虐待被害の防止に
関して必要な法律相談援助**

<事業内容>

再被害の防止に関して必要な法律相談

- * 刑事・民事問わず相談いただけます。
- * 一定以上の資力がある方には、相談料をご負担いただきます。
- * 相談は弁護士との面談相談です。

弁護士

引き続き、弁護士による支援をご希望の場合は...

- 相手方との交渉
- 被害届の提出
- 法的手続
- 行政機関との交渉

etc.

弁護士費用がご心配な方は、従来通り、民事法律扶助による代理援助等や、日弁連委託援助(犯罪被害者法律援助・子どもに対する法律援助)をご利用いただける場合があります。
* いずれも利用条件があります。

※受任をお約束するものではありません。



DV、ストーカー、児童虐待の被害にあわれている方へ

平成30年1月24日

DV等被害者法律相談援助が始まります。

DV等被害者法律相談援助は、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方を対象とする資力を問わない法律相談制度です。



法テラスでは、犯罪被害にあわれた方やご家族に対し、「支援」に関するさまざまな情報をご案内しています。

- 相談窓口、法制度のご紹介
- 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介
- 弁護士費用等の援助制度(ご利用には一定の要件があります。)

《DV等被害者法律相談援助制度のご案内》

■ご利用いただける方

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方

■ご相談いただける内容

再被害の防止に関して必要な法律相談であれば、刑事・民事問わずご相談いただけます。
法律相談は、弁護士との面談相談です。

■費用

一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(1件5,400円)をご負担いただきます。

《資産基準》

法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること

※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出する治療費等の費用は、現金・預貯金の合計から控除します。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

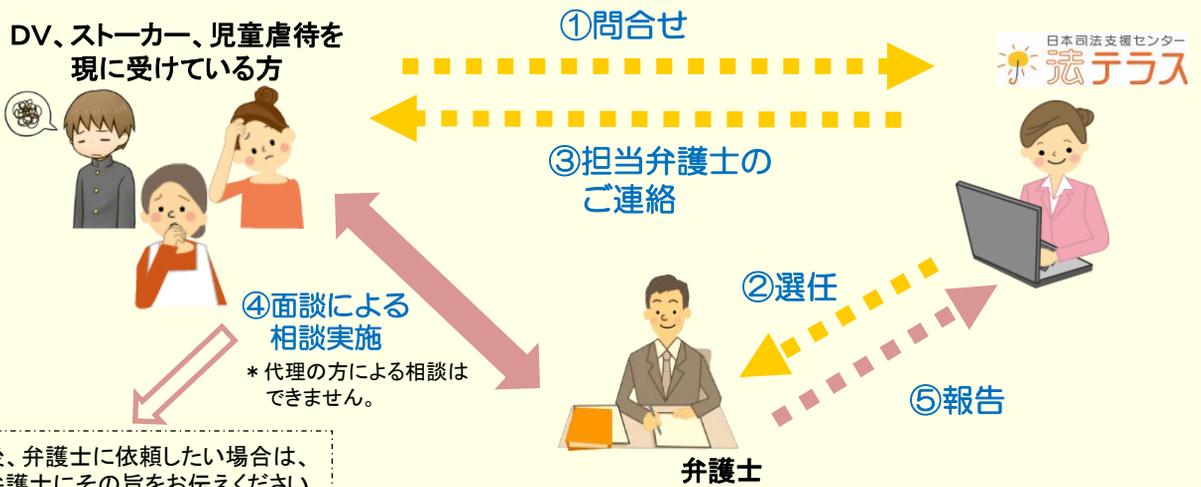


☎ 0503383-●●●●

〒123-4567 東京都中野区●●3-3-3 ●●ビル8階

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

《ご利用の流れ》



《援助の利用に関するQ&A》

申込みはどうすれば良いですか？

お近くの法テラスまでお問い合わせください(裏面参照)。
担当者が被害の状況などをお伺いします。

利用するための条件はありますか？

DV、ストーカー、児童虐待(※1)を現に受けている方(※2)であれば、ご利用いただけます(※3)。

- DV………配偶者や事実上の配偶者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のことをいいます。
- ストーカー……特定の者に対する恋愛感情又はそれが満たされない怨恨の感情を満たす目的で、つきまといやSNSを利用したメッセージ送信等の行為を繰り返し行うことをいいます。
- 児童虐待……保護者とその監護する児童(18歳未満)に対し、暴力を振るう、性的行為を要求する、食事を与えない、目の前で家族への暴力をふるうなどの行為を行うことをいいます。

※1 児童虐待防止法の対象が「18歳未満の児童」となっていることから、18歳以上の方には児童虐待に関する法律相談をご利用いただけませんので、ご了承ください。

※2 DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがある方にも、ご利用いただけます。

※3 これらの被害にあわれている方でも、被害の状況等に応じ、他の制度をご案内する場合があります。

私名義の預貯金はありますが加害者に管理されているため、自由にお金を引き出すことができません。引き出せないお金も「資産」になりますか？

自由に引き出せない場合には、「資産」に含まれません。

資産基準(裏面参照)の「資産」とは、法律相談実施時に自由に使える現金・預貯金をいいます。

具体的に「資産」に含まれるかどうかお知りになりたい方は、お近くの法テラスまでお問い合わせください(裏面参照)。

代理で相談を受けても良いですか？

法律相談は、被害にあわれている方ご本人に受けていただく必要があります(※)。

制度利用をご希望の場合には、被害にあわれている方ご本人から法テラスへお問い合わせください。

※児童虐待の相談も同様です。

相談した弁護士に依頼したいのですが、弁護士費用が心配です。

一定の要件に該当する方は、弁護士費用等の援助制度(※)をご利用いただけます。

ご利用を希望される場合は、相談を担当した弁護士又は法テラスへお問い合わせください。

※DV等被害者法律相談援助とは別の制度です。

日本司法支援センター地方事務所一覧表【平成29年9月現在】

地方事務所名		郵便番号	住 所	電話番号	
関東	東京	160-0023	新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0503383-5300	
	神奈川	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360	
	埼玉	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	
	千葉	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381	
	茨城	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390	
	栃木	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395	
	群馬	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399	
	静岡	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2F	0503383-5400	
	山梨	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411	
	長野	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415	
近畿	新潟	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420	
	大阪	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	
	京都	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433	
	兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440	
	奈良	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	
	滋賀	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454	
	和歌山	640-8155	和歌山市九番丁15 九番丁MGビル6F	0503383-5457	
	中部	愛知	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460
	三重	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470	
	岐阜	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	
中国	福井	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475	
	石川	920-0937	金沢市丸の内7-36	0503383-5477	
	富山	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	
	広島	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	0503383-5485	
	山口	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490	
	岡山	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491	
	鳥取	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	
	島根	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500	
	九州	福岡	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501
	佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	
東北	長崎	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	
	大分	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520	
	熊本	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0503383-5522	
	鹿児島	892-0828	鹿児島市金生町4番10号アーバンスクエア鹿児島ビル6階	0503383-5525	
	宮崎	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	
	沖縄	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533	
	宮城	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0503383-5535	
	福島	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540	
	山形	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	
	岩手	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546	
北海道	秋田	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0503383-5550	
	青森	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	
	札幌	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	
	函館	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560	
	旭川	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	0503383-5566	
	釧路	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	
	四国	香川	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570
	徳島	770-0834	徳島市元町1-24 アミコビル3F	0503383-5575	
	高知	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	
	愛媛	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580	